



うちなー健康経営宣言

第620号
令和4年8月23日登録
令和年月日更新

代表者メッセージ

従業員全員の健康を見守りながら頑張ります。

取組事項

- 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
- 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
- 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
- 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う。
- 食生活の改善に取り組む。
- 血圧管理に取り組む。
- 感染症予防に取り組む。
- 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

